

健全化判断比率の状況

■「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により平成19年度決算から、4つの指標の算定及び公表が義務付けられています。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率(%)	11.1	10.6	9.2	7.2	5.7	5.3	5.4
将来負担比率(%)	29.1	18.8	4.8	-	-	-	-

4つの指標の説明(地方公共団体の財政の健全度を示す指標)

①実質赤字比率	普通会計において、「歳入額から歳出額を引いた額」を標準財政規模で割った比率 赤字か黒字を示すもので、黒字の場合は「-」で表示される。
②連結実質赤字比率	「普通会計」と「公営企業会計」など全ての「特別会計」を含めた「全会計」の「赤字額の計」から「黒字額の計」を差し引いた額を 標準財政規模で割った比率 地方公共団体全体として赤字か黒字かを示すもので、黒字の場合は「-」で表示される。
③実質公債費比率	地方債の償還額に加えて、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」の地方債償還に充てた支出も含めた「公債費負担」を 標準財政規模で割った比率 公債費の負担の重さを示すもので率が低いほどよい。
④将来負担比率	地方債残高のほか、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」、さらに「土地開発公社」、「第三セクター」に対する債務も含めた 「各団体が背負っている実質的な債務」を標準財政規模で割った比率 将来的な負担の重さを示すもので率が低いほどよい。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準(%)	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準(%)	20.00	30.00	35.0	-

※早期健全化基準は4つの指標ごとに設置され、どれか一つでも基準を超えれば早期健全化団体となり、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定めなければならない。

※財政再生基準は3つの指標ごとに設置され、どれか一つでも基準を超えれば財政再生団体となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を定めなければならない
財政再生団体は、財政再生計画について国の同意を得なければ、地方債を発行することができなくなる。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成27年度決算）

Ver.27.00

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203858	長野県	南箕輪村	－	－	5.4	－
団体区分	5.町村					

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	3,968,480	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成27年度決算）

Ver.27.00

団体名

長野県南箕輪村

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	289,417	7.3
小 計		289,417	7.3
標準財政規模		3,968,480	100.0
実質赤字比率（％）		-7.29	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	338	0.0
	介護保険事業特別会計	37,476	0.9
	後期高齢者医療特別会計	1,457	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		(単位:千円) 資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	727,695	18.3
	下水道事業会計	26,492	0.7
法 非 適 用 企 業			
合 計		1,082,875	27.3
標準財政規模(再掲)		3,968,480	100.0
連結実質赤字比率（％）		-27.28	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成27年度決算)

Ver.27.00

団体名 長野県南箕輪村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成25年度	384,266			274,466	88,953	14,424			93,290	249,087	219,568	
平成26年度	405,761			275,037	96,909	14,303			95,424	252,138	239,733	
平成27年度	398,916			278,648	100,413	6,176			92,620	254,042	236,044	

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成25年度	14,500	9,247	2,278,948	1,258,218	350,829
平成26年度	14,812	8,430	2,237,587	1,286,664	325,836
平成27年度	14,993	7,543	2,387,227	1,288,861	292,392

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成25年度	5.34224
平成26年度	5.60180
平成27年度	5.31961

実質公債費比率(3カ年平均)
5.4

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成25年度				6,693	7,731				
平成26年度				6,704	7,599				
平成27年度					6,176				

総括表④ 将来負担比率の状況（平成27年度決算）

Ver.27.00

団体名

長野県南箕輪村

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
4,694,720	17,254	3,457,425	471,904	769,946	121,231	0	121,231	0	0	0

(分母比)

140

1

103

14

23

4

4

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
3,085,849	0	0	6,988,830

(分母比)

92

208

将来負担額 A

9,532,480

283

充当可能財源等 B

10,074,679

300

A - B

-542,199

-16

将来負担比率 (%)

-

標準財政規模 C

3,968,480

118

算入公債費等の額 D

605,242

18

C - D

3,363,238

100

-16.1